

**社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構
運営委員会専門部会運営要領**

(趣 旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「推進機構」という。）運営要綱第4条の規定に基づき、推進機構運営委員会専門部会（以下「専門部会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(専門部会)

第2条 推進機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）に、「企画・認証審査等部会」、「評価調査者養成研修部会」、「障害者グループホーム第三者評価部会」及び「評価結果苦情解決部会」の専門部会を置く。

2 各専門部会は、推進機構運営要綱第4条に規定する運営委員会が審査、審議を行う事項のうち、次の各号に掲げる事項及び運営委員会委員長が必要と認める事項について審査、審議を分担する。

(1) 企画・認証審査等部会

ア 第三者評価機関の設立認証及び認証更新に関する事項

(2) 評価調査者養成研修部会

ア 評価調査者認定試験の内容、方法及び合否判定に関する事項

イ 評価調査者養成研修の内容、方法及び時間に関する事項

ウ 評価機関研修の内容、方法及び時間に関する事項

(3) 障害者グループホーム第三者評価部会

ア 障害者グループホーム第三者評価項目の管理に関する事項

イ 障害者グループホーム第三者評価項目研修の実施及び研修受講者の修了判定その他障害者グループホーム第三者評価の推進に関する事項

(4) 評価結果苦情解決部会

ア 第三者評価機関、評価調査者並びに評価結果への苦情対応に関する事項

(構成)

第3条 専門部会は、運営委員会の委員（以下「運営委員」という。）のうちから運営委員会委員長が指名する運営委員及び必要があると認めるときは社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会会長（以下「県社協会長」という。）が委嘱する専門部会委員により組織する。ただし、評価結果苦情解決部会（以下「苦情解決部会」という。）は運営委員会委員長及び運営委員会副委員長により組織する。

(専門部会の運営)

第4条 専門部会長は、専門部会に所属する運営委員のうちから、運営委員会委員長が指名する。

2 専門部会長は、専門部会の会務を総括し、専門部会を代表する。

3 専門部会は専門部会長が招集する。

4 専門部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 県社協会長が委嘱する専門部会委員の任期は、運営委員の任期に準じるものとする。

6 専門部会長は、必要があると認めるときは、運営委員会委員長の承認を得て運営委員以外の者に専門部会への出席を求め、意見を聴取することができる。

7 上記の定めその他、苦情解決部会の運営に関する事項は別に定める。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成22年4月30日から施行する。

附 則

この要領は平成23年3月25日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。